

新	旧	備考
<p>海外投資（不動産等）保険約款</p> <p>平成13年4月1日 01-制度-00006</p> <p>沿革（略）</p> <p><u>平成28年3月9日 一部改正</u></p>	<p>海外投資（不動産等）保険約款</p> <p>平成13年4月1日 01-制度-00006</p> <p>沿革（略）</p>	
<p>第1条～第2条（略）</p>	<p>第1条～第2条（略）</p>	
<p>（てん補責任額）</p> <p>第3条 前条第1号、第2号又は第3号の事由により受けた損失について日本貿易保険がてん補すべき額は、当該事由に係る不動産に関する権利等（以下「事故権利等」という。）について同条第1号の事由又は同条第2号若しくは第3号の損害の発生の直前に評価した額と当該事故権利等の取得のための対価の額とのいずれか少ない金額から、次の各号に掲げる金額を控除した残額に100分の95を乗じて得た金額とする。ただし、保険金額を限度とする。</p> <p>一 事故権利等について当該事由の発生直後に評価した額（<u>ただし、当該事由の発生直後において当該事由に起因して受けた損失に係る評価の算定が困難な場合にあっては、当該評価の算定にあたり合理的に可能となった時点において評価した額とする。</u>）</p> <p>二～三（略）</p> <p>2（略）</p>	<p>（てん補責任額）</p> <p>第3条 前条第1号、第2号又は第3号の事由により受けた損失について日本貿易保険がてん補すべき額は、当該事由に係る不動産に関する権利等（以下「事故権利等」という。）について同条第1号の事由又は同条第2号若しくは第3号の損害の発生の直前に評価した額と当該事故権利等の取得のための対価の額とのいずれか少ない金額から、次の各号に掲げる金額を控除した残額に100分の95を乗じて得た金額とする。ただし、保険金額を限度とする。</p> <p>一 事故権利等について当該事由の発生直後に評価した額</p> <p>二～三（略）</p> <p>2（略）</p>	
<p>第4条～第9条（略）</p>	<p>第4条～第9条（略）</p>	
<p>（保険期間）</p> <p>第10条 日本貿易保険の保険責任の開始日及び終了日は、海外投資保険運用規程（平成13年4月1日 01-制度-00038。以下「運用規程」という。）に定める日とする。</p>	<p>（保険期間）</p> <p>第10条 日本貿易保険の保険期間の開始日は、海外投資保険運用規程（平成13年4月1日 01-制度-00038。以下「運用規程」という。）に定める日とする。</p>	

新	旧	備考
第11条 ～ 第26条（略）	第11条 ～ 第26条（略）	
<p>（保険金の支払）</p> <p>第27条 日本貿易保険は、第25条第1項に定める手続による請求を受けた日から2月以内に保険金を支払う。ただし、調査のため特に時日を要するときは、この限りでない。</p> <p><u>2 第2条第1号から第3号までのいずれかの事由により受けた損失につき保険金を支払う場合、日本貿易保険は、保険金支払に際し、条件を付すことができる。</u></p>	<p>（保険金の支払）</p> <p>第27条 日本貿易保険は、第25条第1項に定める手続による請求を受けた日から2月以内に保険金を支払う。ただし、調査のため特に時日を要するときは、この限りでない。</p>	
第28条 ～ 第39条（略）	第28条 ～ 第39条（略）	
<p><u>附 則</u></p> <p><u>この改正は、平成28年4月1日から実施する。</u></p>		